退職給与計算基準

<計算式>

各月末毎の基数で下記ポイントを累積し、支払時に1ポイント=1円(勤続1年未満の場合は0円)で金額換算を行う。

(基本ポイント + 退給役割ポイント + 勤続ポイント) ÷ 12

(基本ポイント:該当月基本給 × 退給基本係数)

*月の半分以上が就業規則第41条に定める休職期間に該当する月は、計算を行わない。

<項目説明>

- (1) 該当年度の4月1日現在で満年齢が22歳に達していないものについては、退給基本係数を1、勤続ポイントを0とする。
- (2) 該当年度の4月1日現在で満年齢が22歳に達しているものについては、4月1日現在で22歳に達した年度以降の勤続年数で下表により求める。
- (3) ただし、平成15年4月1日現在の在職者については、前項(1)(2)にかかわらず実勤続年数を下表に 適用する。

退給基本係数・勤続ポイント表			
(22歳以降の)			
勤続年数	退給基本係数	勤続ポイント	
1年未満	1	0	
1年	1	0	
2年	1	0	
3年	1	0	
4年	2 2	0	
5年	2	50,000	
6年	2	50,000	
7年	2	50,000	
8年	2	50,000	
9年	3	50,000	
10年	2	100,000	
11年	2	100,000	
12年	2	100,000	
13年	2	100,000	
14年	3	100,000	
15年	2	150,000	
16年	2	150,000	
17年	2	150,000	
18年	2	150,000	
19年	3	150,000	
20年	2 2	200,000	
21年		200,000	
22年	2	200,000	
23年	2	200,000	
24年	3	200, 000	
25年	2	250,000	
26年	2	250,000	
27年	2	250,000	
28年	2	250,000	
29年	2	250,000	
30年	1	250, 000	
31年	1	250,000	
32年	1	250,000	
33年	1	250,000	
3 4 年	1	250,000	
35年	1	250,000	
36年	1	0	
37年	1	0	
38年	1	0	
39年	1	0	

退給役割ポイント表

職群	役職名	退給役割ポイント
専門職	主幹	220,000
	上級主幹	260,000
管理職	副部長	260,000
	センター長・部長	320,000

(勤続年数の計算は月単位に行い、月の半分以上 が就業規則第41条に定める休職期間にあたる場 合は含めない。)